

大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則をここに公布する。

平成24年11月26日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、委員会の担任する事務について公正中立な立場で意見を述べることができる学識経験を有する者のうちから、企業長が任命する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 委員会に、特定の分野に関する審議のため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、特定の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。

(報酬)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき定める委員及び専門委員の報酬の額は、日額10,400円とする。

(費用弁償)

第7条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

（守秘義務）

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（便宜供与）

第9条 委員は、大阪広域水道企業団の入札に参加し又は参加を予定している者に対して、いかなる援助も行ってはならない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、事業管理部契約検査課において行う。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において現に企業長から委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日において第2条第2項の規定により委員会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。

3 この規則の施行の日の前日において現に企業長から委員会の専門委員に任命されている者は、この規則の施行の日において第5条第2項の規定により委員会の専門委員に任命されたものとみなし、その任期は、平成25年3月31日までとする。